

# [税理士さん.com] 情報掲載契約書

年 月 日

## [税理士さん.com]ホームページ管理者

名称 有限会社グルックス  
代表者 代表取締役 石川 雄平 印  
住 所 千葉県柏市

## 情報掲載依頼主

名称 ※※※税務会計事務所  
代表者 ※※※※※※ 印  
住 所 千葉県松戸市※※※※※※

[税理士さん.com]ホームページ管理者有限会社グルックス(以下「甲」という。)と情報掲載依頼主※※税務会計事務所 (以下「乙」という。)とは、下記の情報掲載について以下の内容により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

## - 記 -

1. 情報掲載期間 平成26年4月1日から平成26年9月30日まで
2. 掲載料 32,400円 (消費税を含む。)
3. 掲載料支払期日 平成26年3月31日

以上

## 約 款

### ( 趣旨 )

第1条 この契約は、有限会社グルックスが運営するホームページ[税理士さん.com](以下「税理士さん.com」という。)への情報掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### ( 定義 )

第2条 この契約において「情報」とは、掲載の依頼を行った者(以下「依頼主」という。)の指定する住所等の情報、コメント内容や画像、および掲載項目に対する乙からの回答内容をいう。

### ( 情報の掲載位置 )

第3条 広告の掲載位置は、住所地の情報ページ(※[http://www.zeirishi3.com/result/result.php?city\\_cd=12207](http://www.zeirishi3.com/result/result.php?city_cd=12207))上部の有料スペース内とする。また、乙の指定する近隣5市区町村の情報ページの無料スペース内および、「税理士さん特集」のページにおいても上位に掲載する。ただし、各スペース内での掲載順位の詳細については、運営者である甲が決定するものとする。

( 情報掲載の規格 )

第4条 広告の規格 ( 有料スペース ) は、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) マップへのリンク
- (3) 特集項目
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) ホームページURL
- (7) 対応可能な地域
- (8) 対応可能な業務
- (9) 得意な業種
- (10) 対応可能なソフト
- (11) 写真 ( 10枚まで )
- (12) コメント ( 250文字まで )

( 禁止する表現 )

第5条 情報の掲載については、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を使用しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク ( 「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。 )
- (3) ラジオボタン ( 選択できるようなもの。 )
- (4) テキストボックス ( 入力できるように見えるもの。 )
- (5) プルダウンメニュー ( 下に選択肢があるように見えるもの。 )

( 解像度 )

第6条 掲載情報の作成については、文字又は写真、イラストレーション等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

( 情報の掲載期間 )

第7条 甲は、情報を広告掲載終了日の午後10時まで掲載するものとする。

( 情報掲載料の還付等 )

第8条 乙の責めに帰すことのできない理由により、情報掲載ができなくなったときは、次に掲げる方法により情報掲載料を還付する。

- (1) 情報掲載ができなかった期間の算出は、1日単位とする ( 1日に満たない時間を除く。 )。
  - (2) 還付金額は、前号の日数を契約した広告掲載期間の日数で除し、納入金額を乗じて得た額 ( 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額 ) とする。
  - (3) 前号の還付金には、利子を付さない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる事項には適用しないものとする。
- (1) 機器等の保守又は工事を行うとき。
  - (2) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。
  - (3) その他公益上やむを得ないとき。

3 乙の申し出により、契約期間中に本契約を解除し、情報掲載を終了させる場合、申し出のあった翌々月以降の月額掲載料を乙指定の口座に振込みで還付する。ただし、振込手数料は乙が負担するものとする。申し出は、[info@zeirishi3.com](mailto:info@zeirishi3.com) へのメールにて行うものとし、甲が受信したメールに登録されている送信日時を解約申し出の日時とする。

( 画像の作成及び提出 )

第 10 条 乙は、掲載する写真・画像を電子データにより甲に提出するものとする。

( 広告内容の変更等 )

第 11 条 甲は、乙からの掲載内容、掲載画像の変更の申し出を受けた場合、1週間以内に対応するものとする。

ただし、この対応は、甲のミスによる場合を除き、1ヶ月間に3回までとする。

2 甲は、リンク先のホームページの内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は甲が定める情報掲載の基準から逸脱していると認める場合は、乙に対し、当該ホームページの内容等の変更を求めることができる。

( 広告掲載の取消し )

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、情報掲載を取り消すことができる。

(1) 乙が第 11 条第 2 項のホームページ内容等の変更の求めに従わないとき。

(2) 甲が指定する期日までに情報掲載料が納入されないとき。

2 情報が次の各号のいずれかに該当していることが判明したときは、甲は情報掲載を取り消すことができる。

(1) 公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

(4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの

(5) 青少年の保護又は健全育成に反するもの

(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(7) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する情報として適当でないとして甲が認めるもの

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 122 号 )

第 2 条に掲げる営業又はこれに類似する業種に関するもの

(10) 貸金業法 ( 昭和 58 年法律第 32 号 ) 第 2 条に規定する貸金業に関するもの

(11) たばこに関するもの

(12) ギャンブルに関するもの

(13) 商品先物取引に関するもの

(14) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの

(15) 興信所、探偵事務所等に関するもの

(16) 債権取立て、示談引受け等に関するもの

(17) 民事再生法 ( 平成 11 年法律第 225 号 ) 及び会社更生法 ( 平成 14 年法律第 154 号 ) による再生又は更正手続中の法人に関するもの

(18) 暴力団又は暴力団員等と関係がある事業者等に関するもの

(19) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者等に関するもの

(20) 社会問題を起こしている事業者等に関するもの

(21) 前各号に掲げるもののほか、情報掲載をすることが適当でないとして甲が認める事業者等に関するもの

( 権利義務の譲渡の禁止 )

第 13 条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

( 損害賠償 )

第 14 条 乙は、情報内容その他情報掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害又は財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為又は不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

( 管轄裁判所 )

第 15 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

( 疑義等の決定 )

第 16 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上

———— 以下余白 ————